

## 差押禁止債権をめぐる規律の見直しに関する検討

## 第1 総論的事項

差押禁止債権に関する民事執行法第152条は、債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権（同条第1項第1号）、給料、賞与等の債権及びこれらの性質を有する給与に係る債権（同項第2号）については、原則としてその給付の4分の3に相当する部分を差し押さえてはならないものとしている（注1）。もともと、この規定による差押禁止の範囲は画一的なものであるため、具体的な事案に応じた不都合を回避する観点から、債務者又は債権者は、差押禁止の範囲の変更の申立てをすることができることとされている（同法第153条）。

これに対しては、債務者が差押禁止債権の範囲の変更を短期間の内に申し立てることは事実上困難であり、この範囲変更の制度はほとんど機能していないとの現状認識を前提として（注2）、債務者が申立てをしなくとも現状よりも保護される方向で、差押禁止債権に関する規律の見直しを行うべきであるとの意見が示されている。この意見では、債務者財産の開示制度の見直しにより、現状よりも債権者の地位の強化が図られるのであれば、債務者の保護策についても検討する必要があるという問題意識も、併せて示されている。

このような意見等を踏まえ、差押禁止債権をめぐる規律の見直しの必要性について、どのように考えるか。

（注1） 差押えが禁止される債権は、民事執行法において網羅的に規定されているものではなく、例えば、国民年金の受給権の差押えを禁ずる旨の国民年金法第24条のように、民事執行法以外の法令に規定が設けられていることも少なくない。

（注2） 債務者が差押禁止債権の範囲の変更を申し立てるべき時期については、特段の規定はないが、債権者による取立て又は転付命令の確定によって差押禁止範囲の変更（差押命令の全部又は一部の取消し）の余地もなくなると考えられる。なお、債権者の取立権が生ずるのは、債務者に対する差押命令の送達日から1週間を経過したときであり（民事執行法第155条第1項）、転付命令の確定は、原則として債務者が裁判の告知を受けた日から1週間を経過したときである（同法第159条第4項、第10条第2項参照）。

## 第2 見直しの必要性が指摘されている規律

## 1 給料等の債権に関する差押禁止の範囲の見直し

## (1) 民事執行法制定の際の議論等

民事執行法上の差押禁止債権については、基本的に、その支払期に受けるべき給付の額が政令で定める額までは（注1）、その4分の3に相当する部分は差し押さえてはならないとされている（同法第152条第1項）。そのため、例えば、給料が月額12万円であるときは、債務者が差押禁止債権の範囲の変更を申し立てない限り、その4分の1に相当する3万円の範囲では差し押えられることとなる。このような場面において現状よりも債務者を保護するため、差押禁止債権のうちその給付の額が一定の基準額に満たないものについては、全面的に差し押さえることができないものとするべきであるという考え方があり、昭和54年の民事執行法制定の際には、このような考え方にに基づき、「給料、退職年金その他給与の性質を有する債権（給料等）」に関し、必要生計費等の額を勘案して政令で定める額を超えては差し押さえることができないものとする案が検討された。この案では、政令において、給料等の額と債務者の扶養家族の人数とに応じて、割合ではなく絶対的な数値をもって差押禁止額を定めることが想定されていた。しかし、債権執行の申立ての際に債権者が債務者の扶養家族の人数を明らかにすることは困難であるという難点が指摘される一方で、扶養家族の人数を考慮せず、給料等の額のみに応じて差押禁止債権の範囲を定めることにも合理性がないことなどから、民事執行法制定の際には、このような考え方は採用されなかった（注2）。

## (2) 提示されている考え方と問題点等

今般、給料等の債権について、「一定の金額までは全額を差押禁止とする規定」を設けるべきであるとの意見が述べられている。この意見では、「一定金額」の定め方に関しては、①給料等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとに額を定める方向（手続上は、差押禁止となる具体的な金額は、債権執行の申立ての時点で債権者に計算させるのではなく、政令で定める「差押禁止一覧表」を差押命令で引用することによって、差押命令送達後に第三債務者である使用者（雇用主）に計算させることが想定される。）と、②給料等の額及び扶養家族の人数をいずれも考慮しないで一定額を定める方向（手続上は、債権執行の申立時に債権者がその額を差押債権目録に記載し、これを差押命令で引用することによって第三債務者に明示することが想定される。）とが提示されている（注3）。

このような意見に対しては、債権者が債務者の勤務先を調査することができる制度の存在しない現状において、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような事案を想定すると、差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり、これを是正するには、債権者の側において、債務者の就労の状況や世帯の総収入等を把握して、差

押禁止の範囲の減額変更（追加的な差押命令の申立て）の手続をとることが必要となるため、結局のところ、範囲変更の申立ての負担を債権者と債務者のいずれに負わせるのが合理的かという問題に帰着するという指摘があり得る。また、債権者によるこのような範囲変更の申立てが実際上困難であるとすると、複数の勤務先から比較的少ない給料等を受けるような雇用形態を債務者があえて選択する動機付けを与えることにつながりかねないとの指摘があり得る。さらに、債務者の世帯に収入のある者が複数いるような事案についても、債務者が必要以上の保護を受ける結果を生ずるとの指摘があり得る。このほか、特に上記①の方向に対しては、第三債務者（使用者）が債務者の扶養家族の人数を把握しているとは限らないため、そのような場合に差押命令の効力がどの範囲で生ずることとするかや、どのような供託をすることができるものとするのか等について更に検討する必要があるほか、そのような検討を踏まえ、第三債務者に前記のような差押禁止額を計算する義務を負わせることの合理性についての慎重な検討が必要であると考えられる。

このような指摘等を踏まえ、給料等の債権について、その給付の額が一定の基準額に満たないものを全面的に差し押さえることができないものとするという考え方について、どのように考えるか。

- (注1) 支払期に受けるべき給付の額が政令で定める額を超える場合には、その額を超える部分を全て差し押さえることができる。例えば、支払期が毎月と定められている債権については、その額が33万円と定められている（民事執行法施行令第2条第1項第1号）。
- (注2) 差押禁止債権に関する規定は、民事執行法の制定に伴う昭和54年改正前の民事訴訟法にも存在していたが、昭和23年改正前においては、「職務上ノ収入、恩給其ノ他ノ収入」について、年額300円を超過する場合に超過額の半額を差し押さえることができる範囲としていたのに対し、同年及び昭和24年の改正後においては、「職工、労役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬」等について、ある額に満たない部分を差し押さえることができないものとするをやめ、額の多寡にかかわらず一律に給付額の4分の3を超過する部分を差し押さえることができる範囲としていた。民事執行法は、昭和24年改正後の規律を基本的に引き継いでいる。
- (注3) ドイツの制度では、給料債権を差し押さえるために、執行官が、法律上の年金保険の保険者から債務者の使用者に関する情報を取得することができる（ドイツ民事訴訟法第8021条第1項第1号）。もっとも、勤労所得額及び扶養家族の人数に応じて、差し押さえることができない額が法定されており、差押命令において法律付属の別表を引用することとされている（同法第850c条）。具体的には、2017年6月30日現在、月額1073.88ユーロ以下が原則的な差押禁止額と

されており、被扶養者が存する場合には、その1人目の者について月額404.16ユーロが、2人目から5人目までの者についてそれぞれ月額222.17ユーロが加算される。その上で、差押禁止額を超える部分についても、被扶養者がいない場合には10分の3が差押禁止となり、被扶養者がいる場合にはその割合が増やされる。ただし、この差押禁止額に関する規定は、扶養請求権に基づく差押えの場合には原則として適用されない（同法第850d条）。差押可能な労働所得の額は、第三債務者において具体的に確定しなければならないが、債務者に関して何らの情報も有しない場合に債務者がどの程度の調査義務を負うのかについて学説は分かれており、債務者が単身者であることを前提に処理すれば足りるとするものもあるが、可能な調査をする必要があるとするものもある。

フランスの制度では、執行士が行政機関等から債務者財産に関する情報を取得することができ（フランス民事執行法典第L152-2条）、給料債権を差し押さえるために、社会保険機関から債務者の使用者に関する情報を取得することができる。もっとも、単身世帯の最低収入保障額の1月分に相当する金額（2017年6月30日現在536.78ユーロ）が絶対的な差押禁止額とされている（フランス労働法典第L3252-2条第2項、第R3252-5条、フランス社会保障・家族法典第L262-2条）。その上で、給料額に応じて、差押えが可能な範囲が法令で定められている（フランス労働法典第R3252-2条）。具体的には、年額3730ユーロ（月額約310.83ユーロ）以下の部分はその20分の1（差押禁止範囲は20分の19）、それを超えて年額7280ユーロ（月額約606.66ユーロ）以下の部分はその20分の2と、給付額に応じて差押可能部分の割合が増加し、年額2万1590ユーロ（月額約1799.16ユーロ）を超える部分は全額差押えが可能とされている。被扶養者がいる場合には、関係者の提出する証拠に基づき、1人当たり年額1420ユーロ（月額約118.33ユーロ）が上記各基準額に加算される（同法典第R3252-3条）。なお、給料の差押えは和解の勧誘がされた後でなければ無効とされる（同法典第R3252-12条）。

## 2 給料等が振り込まれる口座の預貯金債権に関する差押禁止の当否

### (1) 民事執行法制定の際の議論等

給料等の差押禁止債権が債務者の預貯金口座への振込みにより支払われる場合に、その口座の預貯金債権の差押えが制限されるかどうかに関して、昭和54年改正前の民事訴訟法の下では、これを差押禁止債権とする明示的な規定がないことから、差押えが制限されることはないとの考え方と、差押禁止債権の規定又は有体動産の差押禁止の規定が適用され、差押えが制限されるとの考え方とがあり、同年の民事執行法制定の際には、まず、①「給料等の弁済として当該債権につき債務者の預金口座に払い込まれた場合においては、その預金債権のうち差押えの日から次期の給料等の支払日までの日数に

応じて計算した金額に相当するもの」を差し押さえることができないものとするとの案のほか、②当然に差押えが禁止されるものではないことを前提に、「給料等が債務者の預金口座への振込みにより支払われた場合における当該預金債権の差押えにおいては、執行裁判所は、債務者の申立てにより、差押禁止に相当する額のうち、差押えの日から次期の給料等の支払日までの日数に応じて計算した金額に相当する部分の差押えを取り消すことができるものとする」との案が検討された。

しかし、①の案については、当該預貯金債権が差押禁止債権かどうかの判断を第三債務者である金融機関に委ねざるを得なくなるという問題が指摘され、また、②の案については、債務者が給与等の債権に基づく給付に相当する金額を預貯金口座から出金した上で再びその金員を入金した場合の取扱いをどのようにするかが問題とされたほか、差押禁止債権の範囲変更の規定によって十分に対応可能であるとの指摘がされた。

そのため、民事執行法制定の際には、給料等の差押禁止債権が債務者の預貯金口座への振込みにより支払われる場合に関する特別な規定は設けられず、このような場合の債務者の保護については、債務者申立てによる差押禁止債権の範囲変更の一般的な規定（民事執行法第153条）に委ねることとされた。

## (2) 提示されている考え方と問題点等

今般、給料等の差押禁止債権が債務者の預貯金口座への振込みにより支払われる場合における、その口座の預貯金債権の差押えに関して、その預貯金口座の預貯金債権のうち一部を差し押さえてはならないものとするべきであるとの意見が述べられている。この意見では、①差押禁止債権の振込みによる支払のみを受けるための「専用口座」を設けることによって、債務者の申立てを待たず当然に、その口座の預貯金債権の一部を差し押さえることができないものとする方向と、②前記(1)における②案と同様に、債務者の申立てに基づいて差押えの一部を取り消すものとする一方で、取り消された部分に対して債権者が改めて差押えの申立てをすることは許すものとする方向とが提示されており、これらは併存し得るとされている（注）。

これらのうち、①の方向に関しては、上記のような「専用口座」を設けることは、金融機関の取引実務上、困難であるとの指摘がある。また、「専用口座」の保有を制度的に預貯金者1人1口座に限定することができないとすれば、債務者が比較的少ない額の預貯金債権を複数の金融機関に対して有している事案では、差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり、これを是正するには、債権者の側において、債務者の保有する全ての口座を把握して、差押禁止の範囲の減額変更（追加的な差押命令の申立て）の手続を取ることが必要となり、ここでも、範囲変更の申立て

の負担を債権者と債務者のいずれに負わせるのが合理的かという問題に帰着するという指摘があり得る。また、②の方向に関しては、債務者申立てによる差押えの取消しに関する規定（前記(1)の②案参照）について、民事執行法制定の際に、差押禁止債権の範囲の変更の一般的な規定（同法第153条）があれば十分であるとされたことを踏まえ、新たな規定を設ける必要性や合理性をどのように説明するのかに関して検討することが必要となる。このほか、現行の差押禁止債権の範囲の変更では「債務者及び債権者の生活の状況」が考慮されるのに対して、②の方向でこのような考慮をするためには、債権者が改めて差押えの申立てをすることが必要となり、範囲変更の手續が複雑化するという問題も指摘され得る。

このような指摘等を踏まえ、給料等が預貯金口座への振込みにより支払われた場合に、その口座の預貯金債権のうち一部を差し押さえてはならないものとするという考え方について、どのように考えるか。

(注) ドイツの制度では、自然人は一人一つに限り「差押制限口座」を保有することができ、その口座の預金債権は、それが勤労所得等に由来するか否かにかかわらず、差押債務者の申立て待たず当然に、一定の範囲で預金債権が保護される（ドイツ民事訴訟法第850k条、第850c条）。

フランスの制度では、自然人が有する口座の預金債権は、それが給料等に由来するか否かにかかわらず、口座の貸方残高の限度で、差押債務者の申立てを待たず当然に、一定の範囲で差押えを免れる（フランス民事執行法典第L162-2条、第R162-2条、第R162-3条）。また、差押禁止債権に基づく給付が預金口座に振込まれた場合でも差押えが禁止されることとされており（同法典第L112-4条）、差押債務者は、差押債権者が差押債権の支払を請求するまでの間は、預金債権が差押禁止債権に起因することを立証することによって、口座残高を限度として差押禁止債権全額相当額の保護を受ける（同法典第R162-4条から第R162-6条）。なお、フランスにおいては、中央銀行が各金融機関の預金口座に関する総合的なデータベースを有し、各預金者の預金口座の検索が容易であるとされており、債務者が保護を受ける額については、複数の口座間で調整することが予定されている（同法典第R162-2条）。